



三春中学校だより

第 57 号

発行日 平成 31 年 1 月 11 日

発行所 三春町立三春中学校

電話 0247-62-2181 F A X 0247-62-6978

E-mail miharu-j@fcs.ed.jp

【教育目標】『三春に暮らす生徒一人ひとりに、将来に対して喜びと生きがいのある人生を主体的に創造する力を育み、地域に信頼され、ひいては、国際社会に貢献できる人材を育てる』

【いじめ、暴力行為の絶無、不登校の解消！ ～文科省より通知が入りました。～】

平成 30 年 12 月 14 付文科省初児生第 20 号『平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校生徒と指導上の諸課題に関する調査結果について（通知）』という通知文書が入りました。

生徒指導上の現状と対策等についての文書でありますので、保護者のみなさんとも共有化を図り、いじめや暴力行為の絶無、不登校の解消等にも取り組んでまいりたいと存じますのでどうぞよろしくお願いたします。

平成 29 年度の国立、公立、私立の		
小・中・高・特別支援学校	いじめの認知件数	約 4 万 4 千件
小・中・高	暴力行為発生件数	約 6 万 3 千件
小・中	不登校児童生徒数	約 1 万 4 千人

→ 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性

《問題行動等、各項目ごとの概要と対応・ポイント》

○ 暴力行為について

小学校・中学校・高等学校における暴力行為の発生件数 約 6 万 3 千件

※ 中学校・高校では減少、小学校では、児童数の減少にもかかわらず増加が続く。

※ 小学校の暴力行為の発生状況では、児童間での暴力行為の増加が著しい。

→ 教職員が一体となり＝未然防止と早期発見・早期対応への取り組み

＝家庭・地域社会等の理解を得ての地域ぐるみでの取り組み

→ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実

※ 暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒には、出席停止の措置をためらわず検討

※ 犯罪行為の可能性がある場合、直ちに警察に通報するなど、毅然として対応

○ いじめ問題について

いじめ防止対策推進法施行から 5 年が経過、新たに、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』策定

→ 各校の『学校いじめ防止基本方針』の機能の再点検・見直し

→ いじめ問題に関する校内研修の実施

→ 教育委員会等との連携、指導助言

→ ネットいじめに関する相談体制の構築と情報モラル教育の実施

→ 『児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立て』に学校は、『重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる』

→ 『特別の教科 道徳』を要としたすべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

→ 教職員が児童生徒と向き合うための時間を確保する。

○ 出席停止制度の運用について

小学校・中学校における出席停止件数 8 件

出席停止＝学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利の保障のためにとられる措置

→ 日頃からの、規範意識を育む指導やきめ細やかな教育相談等の実施

→ 改善が見られず、いじめや暴力行為などの問題行動を繰り返す児童生徒には、正常な教育環境を回復するため、必要と認められる場合は、出席停止制度の措置を積極的に検討

※ いじめ防止対策推進法 26 条にも、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため出席停止を命ずる等の必要な措置を速やかに講ずることを規定

○ 不登校児童生徒への支援の充実について

小・中学校の在籍児童生徒数の減少にも関わらず、約 1 万 4 千人で、5 年連続増加、その約 6 割が 90 日以上欠席

→ 魅力あるよりよい学校づくり

→ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

→ 社会的自立をめざした組織的・計画的な支援や民間団体との連携による支援

→ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実

※ 不登校という現象だけではなく、不登校児童生徒の意思を十分に尊重した支援

○ その他

→ SOS を出すことへの啓発、SOS の出し方に関する教育の実施

→ 生徒指導上の諸課題への組織的な対応及び関係機関との連携強化

※ 校長を中心に組織的に行い、設置者（教育委員会等）への報告とその指示に基づき対応

『三春中学校いじめ防止基本方針』

1 ねらい

(1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の基本となる事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめ防止対策推進法第 13 条による。

2 いじめの定義といじめ防止に対する基本姿勢

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

(2) いじめ防止に対する基本姿勢

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ防止にむけて組織的に取り組み、いじめが疑われる事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

① いじめを許さない、見過ごさない学級経営を推進する。

② 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③ いじめの早期発見のために、有効な手段は全て講じる。

④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、家庭や関係機関等と連携・協力をして解決にあたり、かつ再発防止に努める。

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) わかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。

(2) 道徳の時間の充実を図り、命の大切さについての指導を十分に行う。

(3) 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない。いじめを見て見ぬふりをするのも傍観者としていじめに加担しているのと同じ。」という認識を生徒にもたせる。

(4) お互いに他人のよいところを認め称賛し合う機会を多くもつ。

(5) 学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳的実践力の育成に資する体験活動の推進を図る。

(6) 常任委員会活動や方部生徒会活動、部活動を活用し、学級だけでなく異学年、全校生でのふれあいを通して、望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

4 いじめの早期発見にむけた取り組み

(1) 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

(2) 生徒指導・いじめ根絶委員会や生徒指導全体会の場で、全教職員で気づいたことを共有し、より多くの目で当該生徒を理解する。

(3) 教育相談(生徒や保護者との面談)を通して、生徒や家庭が抱えている悩みや不安を理解し、適切な対応をとることによって、生徒が前向きに生活することができるようにする。

(4) 生徒に対して悩みや困っていることがないかアンケートを実施し、いじめにつながる、いじめに関する小さな前兆を見逃さないようにする。

(5) 相談窓口を整備し、生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整える。

5 いじめの早期解決にむけた取り組み

(1) いじめ問題が発生した場合には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長をはじめ全教職員で共通理解をもって対応を協議し、指導にあたる。

(2) いじめ防止対策特別委員会を開催し、いじめ問題の対応について適切な役割分担をして、いじめ問題の解決・根絶にあたる。

(3) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(4) 学校内だけでなく、家庭や関係機関と連携・協力して解決にあたる。

(5) いじめられている生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携を取りながら指導にあたる。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導・いじめ根絶委員会(定例会)

週1回、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで、問題傾向を有する生徒に対して、現状についての情報交換をするとともに、具体的対応策や今後の方向性について、共通理解・共通実践を図る。

(2) 生徒指導全体会(定例会)

年間3回、全教職員で問題傾向を有する生徒に対して、現状についての情報交換をするとともに、今後の指導について共通理解を図る。

(3) いじめ防止対策特別委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために設置する。

<構成員> 生徒指導・いじめ根絶委員会のメンバーと当該学級担任

<活動> ① いじめ防止に関すること

② いじめの早期発見に関すること(アンケート調査や教育相談)

③ いじめ問題に対する対応(早期解決)に関すること

④ いじめ問題に関する生徒の理解を深めること

『いじめ防止、早期発見・早期対応のために』

心構え=『×:何かあったらすぐに連絡 ○:おかしいなと感じたならためらわず連絡』

誰に相談=学級担任が原則ですが、誰でも連絡しやすい者で結構です。必ずつながるようにします。

それから=一緒に相談しましょう。秘密は守ります。万全を期しませんが対応することが大切です。